

亀山市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月22日

亀山市教育委員会教育長                      中 原 博

亀山市教育委員会規則第1号

亀山市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

(別紙)



# 亀山市教育委員会規則第1号

## 亀山市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

亀山市立学校の管理に関する規則（平成17年亀山市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(調整監等)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 調整監、総括主幹、主幹、主査及び主任は、特定の事務及び一般の事務を<u>つかさどる</u>。</p> <p>4 主事は、一般の事務を<u>つかさどる</u>。</p> <p>[5 略]</p> <p>(<u>共同学校事務室</u>)</p> <p>第26条の2 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備及び事務の高度化かつ効率化を図るため、<u>共同学校事務室</u>を置く。</p> <p>2 <u>共同学校事務室</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(調整監等)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 調整監、総括主幹、主幹、主査及び主任は、特定の事務及び一般の事務を<u>処理する</u>。</p> <p>4 主事は、一般の事務を<u>処理する</u>。</p> <p>[5 略]</p> <p>(<u>共同実施組織</u>)</p> <p>第26条の2 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備及び事務の高度化かつ効率化を図るため、<u>共同実施組織</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>共同実施組織</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。